

### 3 公文書等の移管の具体例

前頁の移管対象文書①に該当する文書類型は次のとおりです。次に掲げた以外にも移管対象として適当なものがある場合、別途国立公文書館に協議してください。

分類区分	具体的な公文書等類例
法令	(1)法律の制定・改廃に関する文書 (5)(1)から(4)までに掲げる文書に係る各府省庁との申合せ (2)政令の制定・改廃に関する文書 (6)例規、通達又は通知のうち重要なもの (3)府省令の制定・改廃に関する文書 (7)法令の解釈又は運用基準 (4)告示・訓令の制定・改廃に関する文書
閣議等関係	(1)閣僚会議に関する文書 (3)政務官会議付議に関する文書 (2)副大臣会議付議に関する文書 (4)事務次官等会議に関する文書
予算・決算関係	(1)予算書及び予算参考書に関する文書 (5)歳入主計簿及び歳出主計簿 (2)予算要求に関する文書 (6)税制改正要望書 (3)決算書及び決算参照書 (7)国債の発行、償還又は利払いに関するもの (4)決算の説明に関する文書 (8)国有財産に関する文書
政策評価関係	政策評価に関する文書
基本計画等関係	国政上重要な基本計画、指針、大綱等の策定・変更・廃止に関する文書
国際条約等関係	(1)条約その他の国際約束の署名又は締結に関する文書 (2)政策の決定の基礎となった国際会議等に関する文書 (3)条約その他の国際約束の解釈又は運用基準 (4)国際条約又は国際会議に関するものうち重要なもの (5)国際会議の取決めに係る記録のうち重要なもの
組織・定員関係	(1)組織の設立・変更・廃止に関する文書 (2)定員の変更・廃止に関する文書
審議会等関係	(1)法律等に基づく審議会等の諮問、答申、建議、意見 (2)懇談会、研究会等の答申、意見書、報告書 (3)審議会、懇談会、研究会等の議事録
省議・局議関係	府議、省議、庁議、局議に関する文書のうち重要なもの
国会関係	(1)質問主意書答弁書に関する文書 (2)国会答弁に関する文書 (3)国会提出に関する文書 (4)法案の提案理由の説明、補足説明、施政方針の説明、重要事項の説明等に関する文書 (5)内閣総理大臣の施政方針、所信表明演説その他の重要国会演説に関する文書
法人関係	(1)独立行政法人、国立大学法人、特殊法人、認可法人、公益法人、学校法人等の設立、廃止等に関する文書 (2)独立行政法人、国立大学法人、特殊法人、認可法人、公益法人、学校法人等の事務又は事業の方針・計画書に関する文書 (3)独立行政法人、国立大学法人、特殊法人、認可法人、公益法人、学校法人等の実績報告書 (4)独立行政法人、国立大学法人、特殊法人、認可法人、公益法人、学校法人等の指導監督の結果報告書
争訟関係	(1)国又は行政機関を対象とする訴訟の判決書(正本) (2)行政不服審査に関する文書
補助金関係	(1)補助金交付に係る要綱等基準に関する文書 (3)補助金交付に関する事業実績報告書 (2)補助金交付決定に関する文書
文書管理関係	決裁文書処理簿
統計関係	(1)統計の企画及び公表資料作成に関する文書 (2)統計を作成するための調査(指定統計調査、承認統計調査、届出統計調査等)に関する文書
人事関係	(1)職員の任免、進退、身分、賞罰、恩給及び給与その他の人事に関する内規を定めた文書で特に重要なもの (2)審議会等の委員の任免関係に関する文書
許認可、免許、承認等	(1)運輸、郵便、電気通信事業その他の公益事業の認可に関する文書 (2)事業許可、資格免許等の許認可に関する文書(効果が30年間存続するもの) (3)許認可等の審査基準
栄典又は表彰関係	叙位、叙勲、褒章又は各種表彰に関する文書等で重要なもの
国家的儀式・行事関係	(1)即位の礼、大喪の礼等の国家的儀式 (2)オリンピック、万国博覧会、先進国首脳会議等の国家的行事
歴史的イベント、事故関係	(1)震災等自然災害関係等で政策に反映されたもの (3)重要な経済事象に係る記録等 (2)重要な政治的事件
調査・研究関係	(1)政策の決定又は遂行に反映させるために実施した調査又は研究の経緯に関する文書 (2)政策の決定又は遂行に反映させるために実施した調査又は研究の結果報告書
所管行政	各府省庁の所管行政上の重要な意思決定及び事務及び事業の実績が記録されたもの
その他	内閣総理大臣が移管対象と認める国政上重要又はそれに準ずるもの